

## 第2章 推進指針策定にあたって

### 第1節 推進指針策定の趣旨

- 県では、平成11年10月に「山形県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めてきました。  
また、平成18年3月には、「やまがた総合発展計画—子ども夢未来宣言—」を策定し、「あらゆる施設において、年齢や性別、身体能力の違いなどにかかわらず、誰もが利用しやすいことを重視するユニバーサルデザインの考え方に基づいて、整備や改良を推進する」こととしています。
- このようなまちづくりを進めていくためには、これまでのバリアフリーを中心とした取り組みに加え、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）の協働と連携の下で、「障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が円滑に生活を営むことができるようにあらかじめ配慮する」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた「みんなにやさしいまちづくり」を進めていくことが重要となります。
- そのため、平成20年3月に、「山形県福祉のまちづくり条例」を、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「山形県みんなにやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）」に改正しました。  
条例では、ユニバーサルデザインの考え方に基づくみんなにやさしいまちづくりを進めるに当たり、そのための施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定・公表することとしています。（条例第6条第2項）
- これを受け、今後、県民協創で進める、みんなにやさしいまちづくりの施策の方向性とそれぞれの役割を明確にするため、この推進指針を策定しました。

### 第2節 推進指針の性格

- この推進指針は、県が「ユニバーサルデザイン」の考え方を様々な分野の施策に取り入れ、「みんなにやさしいまちづくり」を総合的に推進していくための行動指針としての性格を有しています。
- また、「みんなにやさしいまちづくり」とはどのようなことなのかを県民に分かりやすく示すとともに、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）それぞれが担う役割を明らかにし、共通の認識と連携の下で、「みんなにやさしいまちづくり」に取り組むためのガイドラインとしての性格も有しています。

### 第3節 推進体制及び進行管理

- 「みんなにやさしいまちづくり」を進めていくためには、県民、事業者等及び行政（市町村及び県）が、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「みんなにやさしいまちづ

くり」への理解を深め、相互の連携と協働の下で、積極的に事業等に取り組む体制を構築することが重要となります。

- そのため、学識経験者、関係団体及び市町村関係者からなる「山形県みんなにやさしいまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設けるほか、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど、広く県民から意見を伺い、「みんなにやさしいまちづくり」の施策に反映していくこととしています。

推進協議会は、この推進指針の策定にあたっての協議をはじめ、今後も「みんなにやさしいまちづくり」の推進に関する事、条例や推進指針の見直しに関する事等を協議検討するほか、「みんなにやさしいまちづくり」に関する施策の進行管理も行っていきます。

